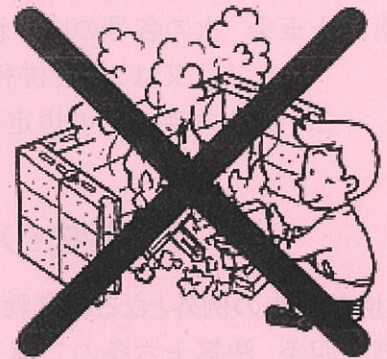


「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により

ごみの焼却は 禁止されています

禁止行為

- ごみの野焼き、穴を掘っての焼却
- ドラム缶やブロック積み焼却炉、法定構造を満たさない焼却炉を用いた焼却
- ※ 剪定枝、刈草の焼却もごみの焼却に該当します。



焼却禁止の例外

- 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないもの
- ※ ただし、ビニールハウス等のビニールを焼却する行為は禁止です。
- たき火等、日常生活を営む上で通常行われる軽微なもの
- 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ※ このような場合でも、周辺地域の生活環境に支障が生じる場合等は行政指導等の対象になります。

違反行為の罰則

- 5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科

ごみステーションへの排出方法

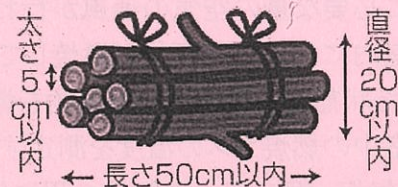
葉・草



1回に2袋まで

※土を落として乾かして出してください

木・枝



1回に3束まで

【問合先】市原市役所クリーン推進課 ☎0436-23-9053

野焼きストップコール(土日祝日及び夜間 17:15~8:30 ☎24-5374)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(焼却禁止)

第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

(罰則)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 十五 第十六条の二の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)

第十四条 法第十六条の二第三号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 三 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(一般廃棄物を焼却する焼却設備の構造)

第一条の七 令第三条第二号イの環境省令で定める構造は、次のとおりとする。

- 一 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という。)の温度が摂氏八百度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- 二 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- 三 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
- 四 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。ただし、製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。
- 五 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉若しくは亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。